OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	農民運動先進地における経済更生運動 : 奈良県磐城村の場合
Author(s)	寺田, 幸治
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1983, 17, p. 53-78
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47994
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

農民運動先進地における経済更生運動

—奈良県磐城村の場合—

寺田幸治

はじめに —本稿の課題—

一九二九年に始まる世界恐慌は日本の農村に深刻な農業恐慌をもたらした。政府はこの恐慌に対する救農政策として、三二年秋より「農山漁村経済更生運動」（以下「経済更生運動」と略す）を展開した。

本稿は、この経済更生運動について、農業先進地であり、かつ二〇年代には農民運動（日本農民組合、以下日農と略す）の先進地であった奈良県におけるその実態や特質を検討しようとするものである。

この経済更生運動については、単なる精神運動としてではなく、農業経営の合理化・共同化による「自力更生」の中軸となる産業組合、農事実行組合の拡充や、「農村中堅人物」の養成などによって、恐慌下の農村の下からの現状不満のエネルギーを上からの精農主義的官製運動に吸収しながら、農村末端部を組織化し銃後農村形成にむけてのファッショ的な農村支配を準備する役割を果した、という評価が与えられている(1)。

最近の研究においては(2)、森武麿氏の研究を起点とする経済更生運動の担い手問題を中心とした議論をはじめとし

て、地主制の地帯構造及びその発展度に対応した経済更生運動展開の地域的差異、農村のファシズム状況形成における中小地主の役割などの論点が出されている。

この経済更生運動展開の地域的差異に注目するならば、従来の研究においては恐慌の打撃を直接に受け「農本主義ファシズム運動の拠点」になったとされる長野県や群馬県などの〈養蚕型〉農村の分析が中心となってきた。

よって、本稿は個別分析の蓄積が乏しかった〈近畿型〉農村の一事例としての意義を有すると考えるが、ここでは奈良県（特に平坦部）が二〇年代には農民運動の先進地であり恐慌期にも最も左翼的な全農全会派（全国農民組合全国会議派）に属していたことに着目し、強力な農民運動や小作争議を経験した地域における恐慌への対応と経済更生運動の受けとめ方を探ってみたい。

以上の関心から本稿の分析対象とするのは、高度な生産力、地主制の発達という特質をもち県下農民運動の拠点であった北葛城郡磐城村（現当麻町）の事例である。

第一章　磐城村の概況

本論に入る前に分析対象である磐城村の社会経済的特徴についてみておこう。

磐城村は大和盆地の南西に位置する稲作主体の農村で、「奈良段階」と呼ばれる高い水稲生産力（二七―三一年の平均反収二・六五石）を誇っていた。

農村構造をみると、地主制が発達しており、三一年のデータ〔表1〕によれば所有階層別構成では純小作層が五割を占め、小自作・自小作層をも加えると小作農家は八割を越える。田小作地率は六一・七パーセントである。

表1　磐城村，田原村の農村構造

	農家総戸数	兼業戸数（比率）	自小作別戸数（比率）			経営規模別戸数（比率）			
			自作	自小・小自作	小作	5反未満	5反～1町	1～2町	2町以上
	戸								
奈良県 27年	62,462	22,599 (36.2)	21,776 (34.9)	20,710 (33.2)	19,976 (31.9)	27,965 (44.8)	25,947 (41.5)	8,077 (12.9)	473 (0.8)
奈良県 31年	64,897	25,047 (38.6)	22,158 (34.1)	23,942 (36.9)	18,797 (29.0)	29,823 (46.0)	26,280 (40.5)	8,221 (12.7)	512 (0.8)
奈良県 35年	64,049	22,008 (34.4)	22,456 (35.1)	23,877 (37.2)	17,716 (27.7)	29,008 (45.2)	25,665 (40.1)	8,875 (13.9)	501 (0.8)
磐城村 27年	538	192 (35.7)	89 (16.5)	175 (32.5)	274 (51.0)	199 (37.0)	281 (52.2)	47 (8.7)	11 (2.0)
磐城村 31年	512	182 (35.6)	100 (19.5)	144 (28.1)	278 (54.3)	252 (49.2)	208 (40.6)	51 (10.0)	1 (0.2)
磐城村 35年	538	171 (31,8)	147 (27.3)	244 (45.4)	147 (27.3)	206 (38.3)	283 (52.6)	49 (9.1)	0 (0.0)
磐城村 36年	540	173 (32.0)	153 (28.3)	248 (45.9)	139 (25.7)	208 (38.5)	283 (52.4)	49 (9.1)	0 (0.0)
田原村 31年	410	72 (17.6)	210 (51.2)	159 (38.8)	41 (10.0)	95 (23.2)	246 (60.0)	69 (16.8)	0 (0.0)
田原村 35年	398	40 (10.1)	190 (47.7)	173 (43.5)	35 (8.8)	86 (21.6)	207 (52.0)	105 (26.4)	0 (0.0)

	自小作別耕地面積（比率）田畑			自小作別耕地面積（比率）田のみ		
	総面積	自作地	小作地	総面積	自作地	小作地
	町					
奈良県 27年	43,660.1	22,494.7 (51.5)	21,165.4 (48.5)	33,394.7	15,176.6 (45.4)	18,218.1 (54.6)
奈良県 31年	45,208.7	25,037.9 (55.4)	20,170.8 (44.6)	33,551.4	16,842.8 (50.2)	16,708.6 (49.8)
奈良県 35年	44,768.3	24,825.7 (55.5)	19,942.6 (44.5)	33,193.9	16,504.1 (49.7)	16,689.8 (50.3)
磐城村 27年	337.6	128.8 (38.1)	208.8 (61.9)	324.0	121.8 (37.6)	202.2 (62.4)
磐城村 31年	357.9	143.2 (40.0)	214.7 (60.0)	320.9	122.9 (38.3)	198.0 (61.7)
磐城村 35年	332.5	157.2 (47.3)	175.3 (52.7)	319.6	148.5 (46.5)	171.1 (53.5)
磐城村 36年	340.3	173.1 (50.9)	167.2 (49.1)	319.4	161.9 (50.7)	157.5 (49.3)
田原村 31年	407.3	306.3 (75.2)	101.0 (24.8)	297.2	204.4 (68.8)	92.8 (31.2)
田原村 35年	406.2	335.1 (82.5)	71.1 (17.5)	294.7	231.4 (78.5)	63.3 (21.5)

『奈良県統計書』各年度版より作成

経営規模別構成をみると、一町未満層が大部分を占め、中でも五反未満層が多い。農家一戸あたりの平均経営面積は七反弱である。兼業農家の多さ（全農家の三分の一）が目立つが、これは五反未満の零細規模経営層に属すると考えられる。

次に地主層の構成をみてみよう。磐城村には九つの大字（尺土、八川、大畑、竹内、太田方、兵家、南今市、長尾、木戸）があるが、太田方を除いては村外大地主の土地所有が発達していた。例えば、大正末期の大字尺土では全耕地約二六町のうち森川喜八郎（高市郡鴨公村）が九町六反、安田多三郎（高市郡八木町）が五町九反、平井太郎（北葛城郡馬見村）が三町一反を所有していた。竹永三男氏の分析[3]によれば、一九〇〇年前後に在村地主が土地を手放しこのような村外大地主の土地所有が成立している。

但し太田方のみは県下有数の大地主西川寅太郎が在住しており、大字内の耕地の七割を占める小作地約四〇町のうち約二一町を西川が所有し、これに次ぐ竹村宗治郎が約八町を所有するという在村大地主支配の構造となっていた。この西川、竹村を除けば村内の地主は総じて中小地主であり、おそらく多くは耕作地主程度であったであろう。

そして、村長などに選任され村政における指導的地位を占めたのはこの中小地主層であった。またこの階層は一面では小作層と村外大地主とのはざまにあって小作料減免問題における仲介的機能を果したり、村外大地主の代理人となっていた。一方、大地主西川、竹村は村議に選出されはするが、むしろ村外大地主とともに大日本地主協会奈良県連合会（二六年結成）の主要メンバーとして地主層の階級的結集の中心となっていた。

この磐城村は二〇年代（三・一五弾圧以前）に県下平坦部を中心に強力に展開した農民運動（日農）の重要な拠点であった。農民運動の展開については、この磐城村の分析を中心に二〇年代における農民運動の到達点を明らか

にした竹永三男氏の業績[4]があるので、これに依拠して要点のみを指摘しておこう。

二〇年代の奈良県は全国でも有数の農民運動先進地であった。労農党県支部へ結集した農民組合、労働組合、水平社のいわゆる「労農水三角同盟」という強力な共同闘争に基づいて農民運動は特に二〇年代後半に最高揚期を迎え[5]、(表2)二八・3年の衆議院議員選挙においては労農党候補清原一隆(＝西光万吉)が当選には至らないまでも無産政党府県別得票率全国第三位という高水準の成績を収めていた。(表3)

磐城村はこの高揚期県下農民運動の重要な拠点であった。小作層

表2　農民組合勢力と小作争議

年	日農勢力 支部	日農勢力 組合員	小作争議 件数	関係人員・面積 地主	小作	耕地面積	備考
		人		人	人	町	
1920(T9)			3	74	250	158.0	
21 (10)			2	58	101	46.0	
22 (11)			6	104	350	255.0	
23 (12)	4	455	12	366	348	553.0	
24 (13)	10	814	20	214	561	485.0	24年2月生駒郡連合会
25 (14)	33	1,600	43	464	1,736	7,772.0	25年1月北葛城郡連合会
26 (15 S1)	117	4,829	107	1,462	4,531	2,713.6	25年2月奈良県連合会成立 26年6月労農党奈良県支部結成
27 (2)	129	4,573	206	2,775	8,911	4,733.2	
28 (3)	106	3,025	104	1,171	4,717	2,324.8	3.15 弾圧
29 (4)	80	2,360	41	546	1,441	623.5	
30 (5)	52	1,505	33	372	1,360	678.9	
31 (6)	42	1,110	48	510	2,025	926.7	
32 (7)	37	964	58	623	2,631	1,413.0	8.30 弾圧
33 (8)	38	1,008	116	1,120	3,841	2,101.1	
34 (9)	25	843	91	1,007	3,272	1,682.3	
35 (10)	24	852	181	1,917	6,741	3,296.4	
36 (11)	26	864	128	1,093	3,813	1,785.0	
37 (12)	⋮	⋮	129	1,077	3,819	2,098.0	
38 (13)	⋮	(解体)	87	654	2,593	1,307.0	38年11月全農奈良県連解体 大和協同農民同盟へ
⋮	⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	

（日農：24年2月～26年6月　全会派：32年　全農：32年～38年）

内務省社会局編『労働運動年報』各年度版，『奈良県統計書』各年度版より作成

表3　日農・全農・労農党関係選挙成績一覧

郡市	1925年町村議選 議員定数	1925年町村議選 農民組合員当選者/候補者	27年町村農会総代選出比率*	27年県議選得票数（得票率）	28年衆院選得票数（得票率）	30年衆院選得票数（得票率）	35年県議選得票数（得票率）
			%	%			
奈良市	—	—	22.8	—	305(4.4)	280(3.5)	—
添上郡	144	0/ 0	21.3	—	298(3.4)	146(1.8)	—
生駒郡	254	4/ 5	31.3	753(5.8)	1,101(7.9)	328(2.3)	—
山辺郡	138	2/ 2	5.8	—	338(4.3)	531(6.6)	—
磯城郡	260	0/ 0	25.1	—	779(5.7)	1,269(9.0)	—
宇陀郡	162	0/ 0	16.6	—	474(6.3)	293(3.9)	—
高市郡	186	3/ 4	38.6	902(12.0)	920(11.1)	372(4.3)	—
北葛城郡	256	18/20	46.0	2,948(27.6)	2,244(18.7)	1,530(12.6)	1,517(12.5)
磐城村	12	—/—	56.0	277(47.4)	217(34.0)	190(30.0)	133(22.1)
南葛城郡	96	2/ 2	31.7	1,091(22.4)	1,319(23.7)	483(8.4)	—
宇智郡	126	4/ 4	38.4	—	643(14.1)	196(4.2)	—
吉野郡	246	0/ 0	14.4	—	358(2.1)	232(1.3)	—
合計	1,868	33/37	25.8	5,694	8,779(8.4)	5,660(5.2)	

* 27年町村農会総代選における自小小作層の総代比率

県議選，衆院選はいずれも落選，28年衆院選(候補者西光万吉＝清原一隆，労農党，8位落選)における最下位当選者(5位)の得票は11,002票(10.5％)，竹永論文(172頁・183頁)及び『奈良新聞』より作成

表4　磐城村における小作料減免状況

大字	23年度米（24年）減免状況 普通田実収高	契約小作料（率）	実納小作料（率）	減免率	減免率 24年度米(25年)	25年度米(26年)	26年度米(27年)
	石/反	石/反 %		%	%	%	%
八川	2.40	1.30(54.2)	1.01(42.1)	22	1等地3斗 2等地2斗納……	64	62
尺土	2.50	1.30(52.0)	1.01(40.4)	22	72%	64	62
大畑	2.60	1.50(57.7)	1.16(44.4)	23	24	62	62
南今市	2.60	1.50(57.7)	1.23(47.3)	18	1等地7斗 2等地5.8斗 3等地4.8斗納……		
太田方	2.80	1.60(57.1)	1.28(45.7)	20	反収2.6石以上38%減免 2.3～2.5石43%減免……		
木戸	2.50	1.40(56.0)	1.09(43.7)	22	1等地1石……下等地4斗納 34	50	35
竹内	2.70	1.60(59.3)	1.31(48.6)	18			
兵家	2.80	1.60(57.1)	1.28(45.7)	20	反収2.5～3石65%減免 2.0～2.5石69%減免……		
長尾	2.50	1.50(10.0)	1.20(48.0)	20			

『自大正十三年小作問題一件書類，北葛城郡役所』(奈良教育大学所蔵)，磐城小学校編「郷土史参考資料」(『当麻町史』348頁—354頁)より作成

は二四年に各大学（長尾を除く）に結成された日農支部に結集し、大字尺土、八川、大畑を中心として強力な小作料減免闘争を展開し、[表4]また二七年の村農会総代選挙では自小作、小作層が過半数を占めて[表3]村農会長に農民運動指導者熨斗庄治が選出されるなど村政進出もはかって地主支配を大きく動揺させていた。また、この村からは日農県連や労農党県支部の指導者となる人物（前出の熨斗庄治、伊瀬幸太郎）を生み出している。

村外大地主や西川、竹村を中心とする大日本地主協会奈良県連合会への地主層の結集は、このような小作層の動向に対抗したものであった。

二八年に行われた三・一五弾圧はこの高揚期にあった県下の農民運動に大きな打撃を与えた。磐城村ではこの年の五月に旧日農磐城支部（日農は五月に全日本農民組合と合同して全国農民組合、以下全農と略す、を結成）の中心地盤であった尺土、八川、大畑、竹内の四大字の小作争議において、三・一五弾圧に乗じて地主側が反攻に転じ、合計七〇町八反という大規模な土地立入禁止処分を行った。(6)

この争議は地主側主導で調停が行われ、大字竹内と太田方を残してかつての日農拠点支部がすべて解散するという結果に終わり、ここに磐城村の農民運動は二〇年代の高揚を断ち切られ、大きな挫折を経験することになった。

第二章　農業恐慌とその対応

農業恐慌の打撃を示すのに一般的によく用いられるメルクマールは米価、繭価をはじめとする農産物価格の暴落と農家負債の累積である。三〇年には米価の暴落という形で恐慌の影響が目にみえて現れ、翌三一年に米価は最低値を示す。

奈良県においても二九年には石あたり二九円であった米価が三一年には一七円台にまで下がった。〔図1〕県農会の調査によれば三〇年から三二年にかけては農家経営は各層とも赤字となっており、また三二年現在で総額約四千万円、一戸あたり平均六二〇円の農家負債があった。(7)

ただ、この一戸あたり六二〇円という農家負債額は全国的にみれば下から九番めという程度のものであり、負債額の面では奈良県における恐慌の打撃は相対的にはさほど深刻ではなかったようにみえる。（参考のために挙げておけば、農家負債額の全国平均は一戸あたり八四六円、最高は秋田県の一八九七円、最低は鹿児島県の二三六円、〈養蚕型〉地帯の長野県は一二〇九円であった。(8)）

磐城村については農家負債額などのデータを示すことはできないが、やはり多額の負債累積に苦しみ経営破綻の危機に面した「疲弊村」というほどの状況にはなっていなかったようである（太田、竹内地区での聞きとり）(9)。

しかしながら、米価や繭価の暴落をはじめとする農業恐慌の影響は放置しうるものではなく、磐城村においても農民各層は対応を迫られることになる。そして、この恐慌に対する対応のあり方は経済更生運動（磐城村は三五年に指定町村となる）に対する受けとめ方と密接に関る問題である。よって、ここでまず経済更生村に指定されるま

図1　米価繭価の推移

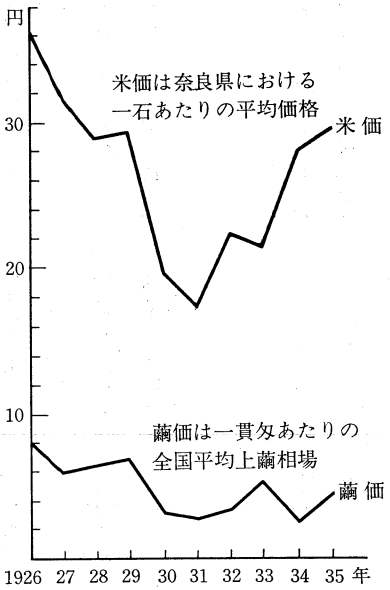

『奈良県統計書』各年度版より作成

での磐城村における恐慌への対応のあり方を検討しておこう。

まず、この村に厚く存在する小作層にとっては米価の暴落に対して生活費のきりつめの他に主として頼るべきは、売薬をはじめとする行商や子女の奉公などの都市部への出稼ぎ、石材業など近隣中小工場での賃労働といった兼業収入であった（太田、竹内地区での聞きとり）。

特に売薬業は著名であり、高市郡、南葛城郡、北葛城郡、磯城郡を主産地として感冒薬、胃腸薬、六神丸（漢方薬の一種）など各種の薬品を行商人が各家庭へ直接配置して販売するというもので、その行商範囲は全国各地に及んでいる。雇用行商人の大部分は「農閑期をそれに利用する農民か、もしくは年中それに従事する農民の子弟」（法政大学大原社会問題研究所所蔵全農奈良県連資料、以下〔全農〕と略す、「第三回大会報告並議案」三二年一月一〇日）であり、小作層にとっての重要な兼業収入源となっていたのである。

しかし、農産物価格が最低値を示し恐慌の影響が最も深刻であった三一年前後にはこの兼業収入も悪化している。例えば前出の全農県連「第三回大会報告並議案」においては、恐慌と凶作の打撃を受けた東北、関東、北陸地方で売薬の集金が不能になったことが指摘されているのである。

このような状況の中で、三〇年、三一年に全農支部の残っていた大字太田方において、全農県連再建をめざして「県連奪還闘争同盟」を結成した左派青年分子（彼らはやがて県連の主導権を握り、のちに全国会議派につながってゆく）の強力な指導を受けた小作争議が闘われる。

まず、この太田方争議の経過を概略的にみておこう。(11)

太田方の小作層は三〇年二月に在村大地主西川と竹村に二九年度米小作料の三割減免を要求した。地主側はこれ

に対して一割五分減免を譲らず、土地返還要求訴訟で応じた。

小作側は左派全農県連の強力な指導のもとに、小作人大会や自衛団の組織と見張小屋設置、区政ボイコット、消防団、青年団からの脱退などの大衆的示威行動や村政機構、半官製諸団体にまで対象を拡大した戦闘的な強硬方針をもって「立禁反対闘争」を行い、一〇月下旬要求額に近い二割五分減免と争議費用の全額地主負担という条件で解決した。

三〇年の争議はこのように強硬方針で地主に対抗したことで一応小作側の勝利に終わった。しかし、このような争議の尖鋭化は地主側に深刻な危機感を与えることになった。特に太田方の場合は相手が在村大地主であり、従来他の大字に比べて小作層の立ち上がりは遅れていた(12)。それが、争議戦術にもみられたように在村大地主の村落支配を全般にわたって動揺させることになったのである。

そして、翌三一年には前年の余勢をかった小作側が、豊作ではあるが恐慌のために生活が困窮しているとの理由で全地主に対して三〇年度小作料の五割減免を要求した。地主側はこれ以上の譲歩はできないという緊迫感に裏打ちされ(『笹岡楢太郎日記』三一年三月三〇日)、西川、竹村を中心に結束し、左派全農県連の指導のもとで小作層のリーダーとなっていた組合支部幹部クラスの小作人数名に対する小作米請求訴訟という強硬手段に出て、ついに六月一八日にこれらの小作人に対する動産仮差押え処分を強制執行する。

この強制執行の際に小作人と執達吏及び護衛警官隊とが衝突して流血乱闘となり、さらに双方合わせて五〇〇名余の応援が加わった。この騒動の結果大字の小作人一一〇名余が検挙され、うち三九名が騒擾罪などの名目で刑務所に収容されるという大弾圧事件となった。

争議そのものは七月下旬に調停によって解決したが、その条件は①今後五ヵ年間の小作料を一割八分減免する、②三〇年度小作料の三割減免の他に一割分の慰問料を贈与する、③不作凶作の際に毛見請求すること、④検挙者釈放後に協調団体を組織する、といった内容であった。また全農太田方支部はこれを契機に解散した。

この争議は米価の暴落や高額肥料代、兼業収入の悪化など恐慌による小作層の「生活困窮」を背景として起ったものであるが、三・一五弾圧以後県下の農民組合勢力の組織力が弱まり、一方では地主側が立入禁止処分や土地返還要求などによって反動攻勢を強めていた時期にこのように争議が激化したのは、この争議を停滞していた県下農民運動再建の足がかりにしようとした「県連奪還」派の強力な指導が加わったことが大きな要因であった。

そして、この太田方争議が全農再建活動の拠点として位置づけられたのは、磐城村がかつての農民運動の重要拠点として「県連奪還」派の強力な指導に呼応しうる条件をもっていた、つまり農民運動高揚期の「遺産」を受け継いでいたからであるといえよう。

この二〇年代の「遺産」は小作層の村政進出の面にもよく現れている。三一年の村農会総代選挙においては引き続き小作層が多数選出され、村農会長に熨斗庄治[13]が再選されたのをはじめとして役員のポストを旧支部長クラスの小作リーダー層が独占し[表5]、村議会にも小作側とみなされる人物が常に一定数当選している[表6]。そして恐慌期には、「郡農会廃止、村農会解散」の提議（『笹岡楢太郎日記』三一年四月二〇日）や減税、実費診療所設立にむけての運動が行われており、これらは全農県連の方針を受けてのものと考えられる（「全農」「奈良県連合会状勢報告」三一年）。

このように太田方争議は二〇年代の農民運動展開の成果に基づく磐城村と全農県連とのつながり、という条件の

表5　1931年選出磐城村村農会役員

役職名	氏名	大字	日農・全農関係
村農会長	熨斗庄治	八川	元県連幹部
副会長	河村庄太郎	竹内	――
郡農会議員	松村新七	南今市	元支部長
同補欠	佃井音次郎	竹内	支部長
各大字評議員	松村新七	南今市	元支部長
	西川栄一郎	太田方	元支部長
	山本蔵太郎	兵家	――
	佃井音次郎	竹内	支部長
	椿本善五郎	長尾	――
	増田利兵衛	尺土	元支部組合員
	熨斗庄治	八川	元県連幹部
	寺田清一郎	大畑	元支部長
	?	木戸	

『笹岡楢太郎日記』(31年4月1日，4月20日より作成)

表6　磐城村村議のうち小作層のリーダー的人物

29年	33年	37年	41年
伊瀬幸太郎 竹内	佃井音次郎 竹内	佃井音次郎 竹内	中嶋卯三郎次 竹内
熨斗庄治 八川	熨斗庄治 八川	熨斗庄治 八川	熨斗庄治 八川
下村正次 尺土	吉田健治郎 尺土	吉田健治郎 尺土	増田利兵衛 尺土
松村新七 南今市			

◎議員定数は12
『当麻町史』(1203頁―1205頁)より作成

もとで展開したものであった。

そしてこの争議の結末にみられた国家権力による徹底的な弾圧は、太田方争議を全農再建活動の拠点として位置づけていた県連と磐城村とを分断するものであった。この弾圧事件後太田方の小作層は県連との交渉を拒絶するに至っており、太田方には三二年四月に協調団体「共栄会」が設立される。(14) 磐城村においてはこの争議を最後に組織的な農民運動の展開する条件は失われてしまったといえる。

全県的にも、翌三二年八月三〇日の県下左翼いっせい検

挙によって孤立分散的ながらも運動再建をはかりつつあった全農（全会派）県連は壊滅的な打撃を与えられた。

以上みたように、磐城村の小作層の恐慌への対応は、売薬行商をはじめとする兼業収入への依存の強化が中心であり、条件次第では小作料減免闘争へも向かうというものであった。

これに対して中小地主や自作層といった上層農家においては、柿や菊花などの商品作物栽培やその統制販売に力を注ぐといういわゆる「自力更生」的な対応がみられた。

磐城村のデータを示すことはできないが、北葛城郡の統計をみれば[図2]柿、花卉ともに二〇年代末からその生産が大きく伸びていることがわかる。

特に磐城村において注目すべきは柿（御所柿、富有柿）の栽培である[15]。中でも御所柿は兵家御所とも呼ばれ、栽培が容易でないという問題点はあるが非常に高品質な柿として市場での評価が高かった。

柿の本格的な園地栽培は二〇年代後半よりはじ

図2　北葛城郡における柿・花卉の栽培

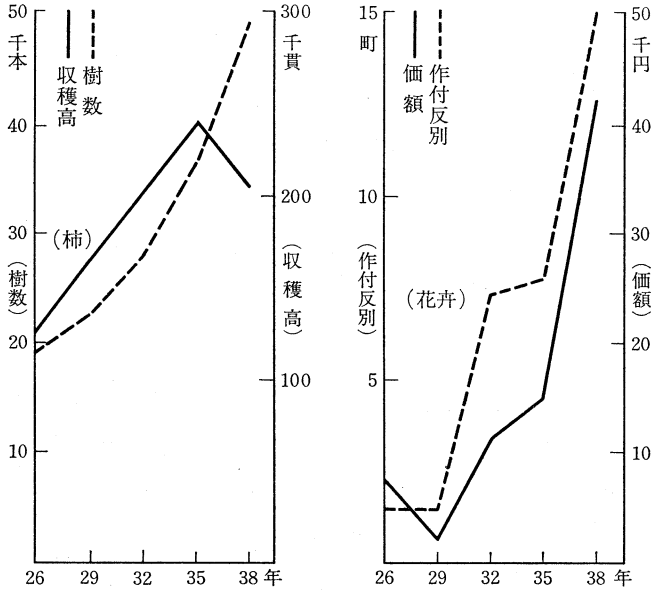

『奈良県統計書』各年度版より作成

まったが、特に恐慌による養蚕業の不振に際して桑園からの転換によって栽培が増加したとされる。

生産者の組織として磐城村果実生産組合（組合長松井藤重郎）[16]があり、三五年現在で組合員二四名を擁しその栽培面積は御所柿一〇町、富有柿一二町に及ぶ。御所柿の総生産量は約五千貫であり、これを三三年度の組合員平均手取価額（一貫あたり一四六・七銭）に乗ずれば総額七三三五円となる。

この柿は恐慌の打撃をさほど受けなかった「市場における幸運児」として恐慌期にも生産が大きく伸びており、恐慌の打撃を直接に受けた桑園からの転換によって栽培が増加したことに示されるように、米価・繭価暴落へのクッションの役割を果たし恐慌対策のかなめというべき作物であった。

磐城村果実生産組合では、この柿生産を守るために郡農会指導のもとで三三年より共同出荷による統制販売を行って出荷先を大阪中央市場に限定し、その第一年目において従来の個人出荷に比べ平均価格にして二倍強（中値で統制前は一顆平均五銭、統制後は一一銭）という成績をあげている。

しかし、果実生産組合員二四名という数字に示されるように、このような精農主義的「自力更生」の取りくみは一部の上層農家に限られており、兼業収入に依存する零細小作農家（この村に分厚く存在する）にとっては無縁のものであった。

第三章　経済更生運動と磐城村

三二年秋より政府の主導で救農政策としての経済更生運動が開始される。奈良県においても三二年一一月から一二月にかけて「県農山村経済更生委員会規定準則」などの公布によって法的整備がなされ、翌三三年一月の県経済

表7　奈良県における経済更生町村の指定状況

年度	指定町村数(累計)	
	普通指定	特別助成
年	町村	
1932	20(20)	—
33	30(50)	—
34	30(80)	—
35	30(110)	—
36	20(130)	8(8)
37	4(134)	9(17)
38	4(138)	9(26)
39		5(31)

『奈良新聞』より作成

更生委員会発足以後毎年度「経済更生町村」が指定される。(表7)

磐城村が経済更生村に指定されるのは三五年三月であった。磐城村の経済更生運動については残念ながら史料が欠如しており、聞きとり調査に頼らざるを得なかった。(17)

よって三五年より始まる経済更生計画（「磐城村経済五カ年計画」）の内容や実績の全貌を明らかにすることはできなかったが、先述した柿や菊花などの増産計画、販売統制計画はその一環に組みこまれていたであろうし、また農産物や自給肥料などの増産、産業組合の拡充や共同販売、共同購入、倹約や貯蓄の奨励といった一般的にどこの計画にもみられる内容は、その実績の有無は別として計画としては当然含まれていたであろう。

それでは、聞きとり調査をもとに磐城村の経済更生運動についての問題点を指摘してみよう。

まず第一には、磐城村においては経済更生運動はもりあがりをみせず、この村にファシズム的支配を準備するものとはなり得なかった。

例えば、本来経済更生計画というものは、村長、村議、大字総代、農事実行組合長、農会・産業組合役員、学校長、在郷軍人分会長といった政治、経済、教育などあらゆる方面にわたる村内の有力者によって構成された経済更生委員会が計画立案、実行推進の中心となってゆくべきものとされているが、磐城村の経済更生計画の場合は、当時役場書記であり村農会役員もつとめていた伊瀬幸太郎が県や郡農会の指導に基いて事実上個人で立案し推進の中心となるという形になり、経済更生委員会は形式的な計画承認や政策意図伝達のための機関にすぎなかった。

また磐城村の経済更生村指定は、農家負債累積のために経営破綻の危機に面した深刻な「疲弊村」が恐慌克服の方途を求めて指定を受けた、というものではなく県当局、郡農会による「上から」の指定であった。

そして、村民の受けとめ方をみると、地主小作双方とも「経済更生村に指定されたという認識すらない」（太田、竹内地区における聞きとり）という程度に印象のうすいものであった。

このように、磐城村の経済更生運動は「上意下達」式の行政として受けとめられ、村を挙げてこれをもり上げてゆくという体制を創り出すことはできなかった。

第二の問題は、この経済更生計画の立案、推進の中心人物がかつての農民運動指導者であったという点である。磐城村の経済更生計画の中心人物となった伊瀬幸太郎[18]は、かつての日農、全日農（全日本農民組合）、全農県連の幹部であり、村内においても日農竹内支部長、全農サイドの村議をつとめた農民運動指導者であった。

第三には、経済更生計画では特に小作層を対象とした事業に重点がおかれた、という点である。

磐城村の経済更生計画における重点事業は、子牛の共同購入と自作農創設事業であった。

前者は農会の斡旋で但馬地方の子牛を共同購入し、成牛にして大阪中央市場へ共同出荷しようというもので、特に小作農家に対して産業組合の低利資金の利用によって購入をはからせるというものであった。

磐城村における牛の飼育戸数及び頭数をみると、〔表8〕三五年までは大きな変化がなかっ

表8　磐城村における牛の飼育

	飼育戸数	飼育頭数		
		成牛	子牛	価額
	戸	頭	頭	円
32年	123	125	—	—
35年	130	133	—	—
36年	151	134	20	1,345

『奈良県統計書』各年度版より作成

たが、三五年から三六年にかけて、飼育戸数で二一戸、飼育頭数で成牛一頭、子牛二〇頭の増加をみている。この子牛の増加は経済更生計画第一年目の「成果」と考えられる。しかし、このように実行された子牛の共同購入事業も、肝心の共同出荷については各農家が村内外の仲買業者に個人売りしてしまったために実行できず、結局この計画は中途挫折の格好になってしまった。

自作農創設事業については、[表1]三一年には六一・七パーセントであった田小作地率が三五年には五三・五パーセントに下がっている。これは村外大地主の土地売却によって小作地買収が進んだためであると考えられるが、経済更生計画第一年目の三六年には田小作地率がさらに四九・五パーセントにまで下がり、全田地約三二〇町の一割強、全小作田地一九八町（三一年現在）の二割にあたる約四〇町の小作田が三一年から三六年にかけて自作化したことになる。これに伴って三一年には全農家戸数の過半を占めた純小作農家は四分の一近くに減っている。

そして、三八年には大字竹内において元全農竹内支部長佃井音次郎をはじめとした小作人約四〇名が、集団で自作農創設資金を借り、村外大地主河合庄九郎（高市郡八木町）の所有田約一〇町を買収し「大字全員自作化」[19]を行った。また、これに刺激を受けた大字八川においても同様の動きがみられた（『奈良新聞』三八年七月二六日、一〇月二日、一〇月二九日、三九年五月二日）。

では次に、これらの問題点についての検討を進めていこう。

まず、磐城村においてはなぜ経済更生運動がもり上がりをみせなかったのであろうか。

それは、第一に更生村指定のあり方にみられたように、もともとこの村が深刻な「疲弊」状況からの脱出のために経済更生運動を求めたのではなく、受身的に経済更生運動を受け入れた、という点が挙げられる。

しかし、受身的に経済更生村に指定されながらもそれを積極的に取り入れて全村挙げての「運動」にもり上げていった事例もあるのである。ここでは、そのような事例と比較することで、この問題についてさらに検討を加えてゆくことにしよう。

比較対象としてとりあげるのは添上郡田原村（現奈良市）の事例である。

田原村は奈良県北東山間部に位置し、米作の他に茶業が現金収入源として非常に重要なウエイト（全農家の約七割が茶業を営む）を占めていた。〔図3〕農村構造〔表1〕は磐城村とは非常に対照的であ

図3　1933年度　田原村生産価額

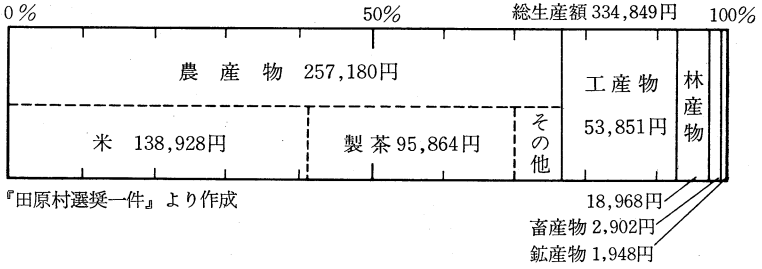

『田原村選奨一件』より作成

表9　田原村経済更生計画一年目の主な成果

部面・項目	内容	成果	第1年次35年度目標	5ヶ年間目標
生産部面 土地計画	農道改修	2,200m	5,123m	34,117m
	村道改修	3,100m	8,380m	21,340m
	湿田改良	2町5反歩	10町2反歩	69町7反歩
農作物品種統制計画	米作：優良品種共同購入・共同採種圃経営			
畜産計画	犢牛75頭共同購入			
経済部面 販売統制計画	果実・蔬菜統制（共同）販売　34年度売上高1,200円→35年度売上高2,500円			
	製茶統制（共同）販売	22,120貫	16,000貫	25,000貫
購買統制計画	生産資料・生活用品統制（共同）購買	34,364円	42,090円	60,800円
共同利用計画	農産物共同販売所建設	1棟	1棟	1棟
社会部面 経済生活改善	組合貯金	317,734円	290,000円	330,000円
	醤油自家醸造	330戸	300戸	420戸
全村教育徹底	教化団体連合会組織	1	1	1

『田原村選奨一件』より作成

って、自作層がきわめて分厚く存在しており、純小作層は全農家の一割程度である。

この田原村は農民運動はおろか小作争議すら一切皆無の「平和村」であり、大正期から県内屈指の「模範村」として知られていた。

田原村は三四年に経済更生村、三六年には特別助成村にも指定され、その経済更生計画は「農村計画」として積極的に展開された模範的事例であった。

ここでその内容について詳細に述べる余裕はないが、例えば第一年目の主な成果とされるものは表9に示すとおりである。村当局も年に一回「経済更生計画実行実績報告村民大会」を開催して優秀農家を表彰するなど経済更生運動をもり上げるために意を用いている。

ところで田原村の経済更生運動について注目すべき点は、二〇年代の慢性不況期からの村独自の倹約申合せや、農会の農村計画運動の一環として制定された「村農会是」（二八年）、恐慌に際して制定された「公私経済更生実行要目」（三二年）などのさまざまな先行的な「自力更生」への下地があり[20]、また産業組合加入率の高さ（三二年現在で約九割）や産業組合による農事実行組合の掌握状況など、経済更生運動の主要課題である農村末端部の組織化が早くから実現されつつあった、という点である。つまり、田原村の経済更生計画はこの村の既存の不況、恐慌対策の延長線上にあって、それらを総合、具体化したものであった。

このことをこの村の基幹作物である製茶の共同販売事業拡張に即してみてみよう。田原村では、最大の現金収入源である製茶が米価暴落の打撃をやわらげるクッションの役割を果しており、茶業の経営悪化が村の窮乏化、ひいては自身の没落につながるとの危機感から、共同販売事業強化の必要性への認識が強まり、三二年には共同販売所

が増築されるなど製茶共同販売事業の拡張が、村当局、産業組合、村農会の手で進められていった（図4）（『月刊田原』三〇年三月、三一年六月、三二年一〇月）。

そして、三四年にたてられた経済更生計画と三八年の特別助成による多額の補助金とは、生産者の意識の覚醒、村内道路網の完成、あるいは共同工場の建設など製茶共同販売事業の拡張に関してこの村がかかえていた課題を実現するための、いわば村のニーズにこたえるものであったといえる。

図4　田原村における製茶生産と製茶共同販売

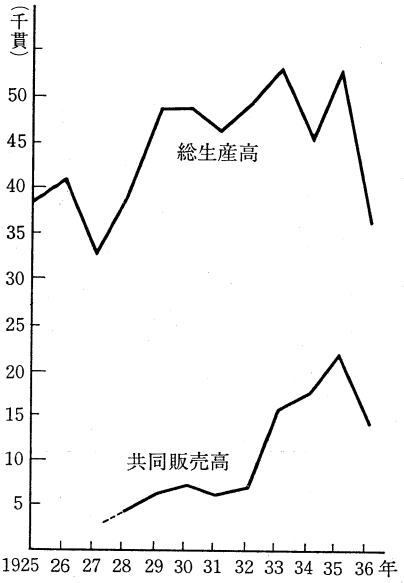

『田原村選奨一件』『月刊田原』『田原村村会一件』（奈良市史編さん室所蔵）より作成

このように、田原村の経済更生運動は積極的な展開をみせた。しかし、田原村の場合も磐城村と同様、恐慌の打撃による深刻な農家負債累積に苦しむという危機的状況にあったわけではなかった。つまり、疲弊した村がこれを機会に危機脱出をはかろうとしたというよりも、精農主義的に経営を守ろうとするこの村の従来からの方向にマッチするものとして、「上から」下りてきた経済更生運動がうまく取りこまれていった事例なのである。

それでは、この両村の経済更生運動の展開度に対照的な相違が生まれた条件について考えてみよう。

まず、何よりも両村における自作層の厚さの相違が問題となろう。両村とも、経済更生村指定に先んじて米価・繭価暴落のクッションともいうべき商品作物栽培（柿、製茶）とその共同販売事業の拡充を軸とする精農主義的な

「自力更生」の取りくみがあった。そして、いずれも経済更生運動を受身的に取り入れながら、田原村では積極的な展開をみせ、磐城村では低調であったのは、自作層がきわめて分厚い田原村では製茶及びその共同販売事業は広範な基盤をもち、これが主体となってこれらの事業を全村挙げての経済更生運動に結びつけていったのに対し、中堅的な自作層の薄い磐城村では、柿の共同販売事業も果実生産組合員わずか二四名という数字が示すように基盤が狭く、全村挙げての経済更生運動の積極的な展開には結びつかなかった。

つまり、「自作、自小作層が分厚い層をなして存在しているほど更生運動は活発に展開しており」[21]ということであり、増産や多角形経営といった精農主義的方向で「自力更生」「経営改善」をめざすには、「自作」であることが条件となるのである。

よって、磐城村の経済更生計画において自作農創設事業と子牛の購入斡旋という小作層対象の事業に重点が置かれたのは、小作層に精農主義的方向を志向する基盤、つまり経済更生運動に参加する前提条件を与えるためであり、また農民運動指導者を計画立案、実行推進の中心人物にすえたということは、彼の「農民煽動」すなわち小作争議などの指導を予防しつつ、彼の小作層に対する指導性を経済更生運動に利用する、という意味をもっていたといえる。農民運動指導者の利用や小作層を対象とした重点事業は、小作層を経済更生運動に包摂する手段となるものであった。[22]

しかし、子牛の共同購入計画についてみれば、一年間の購入頭数二〇頭は田原村における七五頭〔表9〕に比べてはるかに小規模であり、しかもその「趣旨」が浸透せず中途挫折で終わっている。一方自作農創設事業はかなりの進展がみられたが、それでようやく田小作地率が五割を下回る程度であり、全体としてみればいまだ不徹底といえるもの

であった。

ただし、たとえ小規模あるいは不徹底なものであっても、これらの事業がその実体以上に小作層に「上昇志向」を与える効果は、もっと期待できたのではないだろうか。

ここで、磐城村においてさらに小作層の包摂を困難にした条件として、兼業の問題を見逃すわけにはいかない。第二章でみたように、磐城村の小作層にとって米価暴落に対して頼るべきものは兼業収入であった。大和盆地南西に位置する磐城村は都市部との近接、交通機関の発達など小作層が村外に出て収入を求める条件に恵まれていた。また、兼業のかなめというべき売薬行商に至っては、その範囲は東北、関東など全国に拡がっているのである。

このように兼業収入に依存し、村外への移動が常態化している小作層を、経済更生運動のようにあくまで郷土に根ざした農業生産の中で「更生」をはかろうという方向に包摂するのは容易なことではなかった、つまりこのような兼業小作層は「村の更生」にさほど固執しない、といえるのではないだろうか。この点は、山間部農村として村の窮乏イコール自身の没落という意識が強く、「村の更生」のために経済更生運動を積極的にとり入れていった田原村の事例と好対照である。

このように、磐城村においては経済更生運動の積極的な展開はみられなかった。このことは、これを通して地主小作の一致協力による挙村体制をつくり出すことができなかったことを示している。

そして、磐城村の経済更生運動のもった意味は、恐慌克服をめざして経済更生運動をもりあげる中で挙村体制をつくり出し、農村の組織化を進めることよりも、三二年の八・三〇弾圧以後日中全面戦争の開始に至るまで全県的に小作争議が大きく増加している（後述）状況の中で、経済更生運動への小作層包摂策によって、強力な農民運動

展開の経験をもつ磐城村の小作層を牽制し、争議を予防するという点に見い出されるといえる。

このことは、日中全面戦争の開始以後、恐慌克服よりも生産力拡充が主要課題となることによってさらに重要になってくる。例えば、経済更生計画で重点のおかれた自作農創設事業に呼応する形で行われた大字竹内の集団自作化は、推進者である佃井や伊瀬にしてみれば、弾圧攻勢のために組織的な農民運動の展開する条件が失われた現在において、自己の立場で可能な範囲で小作層の利益擁護という目的をもって推進したものであるだろう。しかし、これは一面では「労資の自覚と農産物増産の国策順応によって見事農争から自力建設への輝しいスタートを切った」（『奈良新聞』三九年五月二日）と評されるものであり[23]、いわばこの村の経済更生運動における争議予防機能の成果であった。

むすびにかえて

以上、断片的ながら二〇年代における農民運動高揚地域であった磐城村の恐慌及び経済更生運動に対する対応をみてきた。

ここでは、奈良県全般への展望について述べてむすびにかえたい。

磐城村でみられた経済更生運動展開度の低調さは、実は県下全般にわたる問題であった。新聞報道や県議会において、経済更生計画遂行の遅延や負債整理組合設立などの不振状況が問題となっているのはその現われといえる[24]。

勿論、田原村のように村全体が積極的に取り組んでいる事例もみられるが、このような「模範事例」は概して山間部農村に多い。問題は高度な生産力を誇り、地主小作問題をかかえた平坦部農村である。

県下の小作争議件数は三三年以降大きく増加しており、〔表2〕特に前年に風水害のため不作をみた三五年には二七年に次ぐピークとなった。

ここで注目すべきことは、「農村中堅人物」を養成すべき「農民道場」設置が三四年に一旦見送られた際の理由が、「本県は全国的に見て余りにも小作争議の多い県でありそれが為農村に於ける労資の関係も溝渠が深く融和性に欠けている（中略）直に農民道場の効果を収めしめる事は頗る困難」（『奈良新聞』三四年七月六日）であるが故とされている点である。

つまり、経済更生運動の担い手たるべき「農村中堅人物」を養成することよりも小作問題に対処することの方が先決問題であるとみなされていたのである。このことは、磐城村において経済更生運動は小作層に対する牽制に重点があって、階級協調のもとでこれに村全体が積極的に取りくむというような体制をつくり出すことはできなかった、という点と照応している。

農村のファッショ的支配を準備したとされる経済更生運動であるが、このような状況で更生運動の積極的な展開がみられなかったと考えられる奈良県においては、その農村組織化に内実を与える自発性の喚起や担い手の育成といった面には、さほど成果をあげることができなかったといえるのではないだろうか。

そして、このような経済更生運動が充分に機能を果せなかった部分は、三〇年代後半から四〇年にむけて奈良県を中心に展開された「紀元二千六百年奉祝事業」における「建国奉仕隊運動」などによって代位されてゆくことになるのではないだろうか。

注

（1）石田雄『近代日本政治構造の研究』（未来社、一九五六年）、森武麿「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」（『歴史学研究』別冊大会特集号、一九七一年）など。

（2）前掲森論文、高橋泰隆「日本ファシズムと農村経済更生運動の展開」（『土地制度史学』六五号、一九七四年）、小峰和夫「ファシズム体制下の村政担当層」（大江志乃夫編『日本ファシズムの形成と農村』、校倉書房、一九七八年）など。論点を整理したものとしては、森武麿「戦争と地主制」（吉田晶他編『日本史を学ぶ5現代』、有斐閣、一九七五年）、中村政則「大恐慌と農村危機」（『岩波講座日本歴史19近代6』一九七六年）一七七頁など。

（3）竹永三男「日露戦後―両大戦間期の地主―小作関係と農民運動」（『日本史研究』二二三号、一九八一年）一六二頁。

（4）前掲竹永論文。この他に、奈良県の農民運動史の概観については、奈良県水平運動史研究会編『奈良県水平運動史』（部落問題研究所、一九七二年）を参照。

（5）前掲竹永論文、一八四―一八五頁。

（6）この争議については、内務省社会局編『昭和三年労働運動年報』七八六頁―七九三頁を参照。

（7）（8）崎山耕作「昭和農業恐慌の歴史的位置」（川合一郎他編『講座日本資本主義発達史論Ⅲ』日本評論社、一九六八年）三五二頁第一二表。

（9）旧磐城村における聞きとり調査は次のとおり。当麻町（旧磐城村）太田…笹岡一郎氏（元磐城村長笹岡楢太郎氏長男、八二年八月二四日、二六日）。庄田徳治氏（同一〇月一八日）。当麻町竹内…阿古信治氏（元磐城村議、同一〇月九日）。伊瀬幸太郎氏（元日農、全日農、全農県連幹部、元磐城村議、役場書記、八三年八月一七日）。

（10）磐城村における売薬行商者数などは不明である。〔全農〕「第三回大会報告並議案」によれば、県下では約一万人が行商に従事していたとされる（県下の全農家戸数は約六万四千）。また、磐城村には四つの製薬工場があり、三〇年現在の生産量は九五九七〇個、生産総額は一四四七六円であった。

（11）この争議については、内務省社会局編『昭和六年労働運動年報』六九三頁―六九九頁を参照。

（12）このことがかえって二八年以降も太田方に全農支部を残すことになったといえる。

（13）ただし、熨斗は二八年の争議後農民運動からは引退していた。

(14) この共栄会は争議の後始末のために結成されたという色彩が強く、三四年一月に地主西川の土地提供によって共同で道路改修事業を行ったという記録はあるが、聞きとり調査によれば、実態は有名無実に近い団体であったようである。

(15) 磐城村の柿栽培については、磐城村果実生産組合長松井藤重郎「天覧光栄御所柿に就いて」(『奈良県農会報』三三年一一月号)、小走彌市郎「磐城村に於ける御所柿栽培状況」(同三五年二月号)を参照。

(16) 松井は二町七反の耕地を所有(おそらく耕作地主であったろう)し、村長をつとめ、また「地主小作双方ノ信望アル者」として小作調停委員にも選任されており、この柿栽培、共同販売事業においても中心的な役割を果たすなど、村内のリーダー的人物であった。

(17) 磐城村の経済更生運動については、主として伊瀬氏の聞きとりに依拠した。

(18) 伊瀬氏は農民運動指導者の中では「右派」に属しており、太田方争議の際も全農県連幹部に選任されてはいたが、直接争議指導には加わらなかった。しかし、この伊瀬氏の場合は戦時下の大政翼賛会などには参加せず、戦後は社会党代議士をつとめた。

(19) ここでいう「自作化」とは、自作地をもつ自小作程度の意味である。

(20) 奈良県立奈良図書館所蔵奈良県行政資料集『田原村選奨一件』(一九三五年)。

(21) 前掲中村政則「大恐慌と農村危機」一八〇頁―一八一頁。

(22) このような小作層包摂策は経済更生運動一般にみられるが、磐城村においてはこれに重点がおかれたこと、及びそれがどのような意味をもつかという点に注意したい。

(23) このような集団自作化は全国で初めてのものとされている(『奈良新聞』三九年五月二日)。

(24) 『奈良新聞』三四年一月一〇日、三月二九日、三五年二月二九日、一〇月一〇日、三六年三月二四日。『昭和十一年度県議会会議録』及び『昭和十四年度県議会会議録』辻本正律県議の発言。

(付記) 本稿の作成にあたっては多くの方々に御教示・御助力頂いた。特に御多忙のところを快く聞きとり調査に応じて下さった当麻町の笹岡一郎氏、庄田徳治氏、阿古信治氏、伊瀬幸太郎氏、及び史料面で大変お世話になった奈良市史編さん所の安彦勘吾氏、島根大学の竹永三男氏、奈良県立奈良図書館の方々には、記して御礼申し上げる次第である。尚本稿は一九八三年一月大阪大学に提出した卒業論文に若干の史料を加えて改稿したものである。